

令和 6 年 第 3 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和6年第3回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和6年3月14日（木） 午後2時45分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	委 員	高 野 敦 子 君
	委 員	稲 田 滋 君
	委 員	高 橋 太 朗 君
	委 員	酒 井 康 生 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 兼子ども未来創造局長	藤 村 彩 夏 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長	今 中 美 穂 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長	浅 井 文 彦 君
子 ども 未 来 創 造 局 小中一貫教育推進監兼副部長	藪 本 正 博 君
子 ども 未 来 創 造 局 学 校 教 育 監	金 城 忠 君
子 ども 未 来 創 造 局 担当副部長兼人権施策室長	濱 口 悟 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	山 田 睦 美 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	村 田 麻 子 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長	乾 敬 一 朗 君
学 校 生 活 支 援 室 長	宇 根 彩 美 君
教 職 員 人 事 室 長	柴 田 大 君

放課後子ども支援室長
児童生徒指導室長
子育て支援室長
保育幼稚園総務室長
保育・幼児教育センター長
文化国際室長
生涯学習・市民活動室長

六 島 拓 也 君
高 取 貞 光 君
山 根 貴 之 君
鉾之原 史 樹 君
大 上 和 代 君
小木曾 充 浩 君
谷 尾 吉 章 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事
教 育 政 策 室

中 村 友 美 君
吉 田 友 子 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例改正要請の件
- 日程第 4 箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例改正要請の件
- 日程第 5 箕面市立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市塾代助成金交付要綱廃止の件
- 日程第 7 箕面市立小学校及び中学校災害共済給付金補てん救済金給付要綱
- 日程第 8 箕面市立保育所及び幼稚園災害共済給付金補てん救済金給付要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会職名規則等改正の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 11 箕面市教育活動充実事業費交付金交付要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市人権教育推進会議開催要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市日本語指導支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会における防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市立保育所及び幼稚園における保育室内カメラの設置、管理及び運用に関する要綱制定の件
- 日程第 18 箕面市子どもセンター設置要綱制定の件
- 日程第 19 箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件
- 日程第 20 箕面市立郷土資料館条例施行規則改正の件
- 日程第 21 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則等改正の件
- 日程第 22 箕面市立箕面文化・交流センター北館に係る公有財産の所管換えの件
- 日程第 23 箕面市立箕面文化・交流センター南館に係る公有財産の所管換えの件
- 日程第 24 新箕面市人権教育基本方針改訂の件
- 日程第 25 箕面市教育委員会の所管に係る令和 5 年度箕面市一般会計補正予算（第 9 号）の件
- 日程第 26 箕面市教育委員会の所管に係る令和 6 年度箕面市一般会計当初予算の件
- 日程第 27 箕面市教育委員会の所管に係る令和 6 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 号）の件

- 日程第 2 8 箕面市いじめ等調整委員会委員任命の件
日程第 2 9 箕面市幼児教育スーパーバイザー任命の件
日程第 3 0 箕面市早期療育内科医委嘱の件
日程第 3 1 箕面市教育委員会人事発令の件
日程第 3 2 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
日程第 3 3 教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
日程第 3 4 教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
追加第 1 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
追加第 2 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
追加第 3 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
追加第 4 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

(午後 2 時 4 5 分開会)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今から、令和 6 年第 3 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、稲田委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 2「教育長報告」を行います。まず、教育委員会委員関係ですが、2 月 1 7 日に令和 5 年度箕面市青少年健全育成市民大会が開催され、委員には出席いただきました。約 4 5 0 人が来場され、もみじ顕彰 1 3 件、ささゆり褒賞 5 7 件を表彰しました。次に教育長関係ですが、記載の通りの日程で、令和 6 年第 1 回箕面市議会定例会が開催されています。代表質問、文教常任委員会において多方面にわたって質疑が行われています。2 月 1 9 日には、こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会が開催されています。国として、例えば、子ども誰でも通園制度や保育士対数の見直しなど、新しい施策を打ち出されていますが、一方で、保育士不足は深刻な課題ですので、保育士の処遇改善や I C T の導入などによる働きやすい職場環境整備について支援をいただきたい旨意見を述べておきました。2 月 2 2 日、大阪府豊能地区教職員人事協議会会議では、令和 7 年度教員採用選考テストについて議論

されました。今回の変更点としては、1点目は、出願期間は変更ないが全体の試験日程を10日間ほど前倒することになりました。2点目は、大学3年生を対象とした選考区分を新設しました。対象は小学校で、面接・筆答試験の第1次選考のみ実施し、合格者は次年度の受験の際に第1次選考を免除するものです。3点目は、小学校の第2次テストにおいて「水泳」を廃止するものです。現在、水泳を実施しているのは全国的にも珍しく、大阪と一部の県だけとのことです。しかし、本件に関しては大阪府教育委員会でもかなり議論されたようで、「水泳の事故防止」の観点からも廃止すべきではないのではないかと意見も出され、最終的には、合格者に対して年度内に水泳に関して合格者研修を実施することになったとのことで、豊能地区でも同様の対応を検討することとしております。4点目は、これまで大学等推薦対象の選考区分については、受験資格の中学校の対象教科を限定していたものを拡大することにしたものです。3月12日、OECDの教育・スキル局長他4名が箕面小学校を視察しました。ICTの授業を見ていただき、子ども成長見守りシステムの活用について意見交換をさせていただきました。どちらについてもかなり興味を持っていただいたようで、1人1台のタブレット配備については評価いただきました。子ども成長見守りシステムについては、ちょっと苦言を呈されたのかなと私は思いました。もっともっと全教職員も我々教育委員会事務局も活用する幅があるんじゃないか、宝の持ち腐れになってませんかみたいなことを、僕自身は言われたような気がしたのと、システム的には素晴らしいので、こういうのは箕面市だけじゃなくて、もっと日本全国に広がったらいいなというような感想を述べていただいたところです。行事報告については記載の通りですが、一点ここには書いてないんですけども2月20日に、能登半島の地震に対しまして萱野東小学校と第一中学校の子どもたちが自ら募金活動を行い、箕面市長に募金をしたものを委ねました。能登半島の困っている人たちに届けて欲しいということで、子どもたちからの発案でこういうことをやったということはとても意義のあることで、市としても喜んでいるところです。以上、教育長報告といたします。

○教育長（藤迫稔君）： 何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第33、議案第37号「教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」、日程第34、議案第38号「教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」、追加日程第1、報告第18号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、追加日程第2、報告第19号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、追加日程第3、議案第39号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」、追加日程第4、

議案第40号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第3、報告第9号「箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の改正について市長に要請する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。箕面市立第五中学校の位置及び（仮称）箕面市立船場小学校の設置を定める箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を変更するため、所要の改正をしたものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：本件についてはかなり長い間、いろいろ議論いただきました。さきの文教常任委員会についてもオンラインで視聴していただいたり、あるいは、その後事務局から報告させていただいた通りですが、いろいろ賛成反対両方の立場からご意見をいただきました。文教常任委員会としては賛成多数ということで、可決いただきましたけれども、特にいいですかね。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第9号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第4、報告第10号「箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長：本件は、箕面市いじめ等調整委員会等の所掌事務および組織の規制を整備するため、箕面市いじめ問題対策連絡協議

会条例の一部の改正をする必要が生じたため、地方教育行政の組織および運営に関する法律第25条第1項および箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。箕面市いじめ等調整委員会の所掌事務として、いじめの問題に対する諮問と答申、重大事態に係る事実関係の調査事項について削除し、それに伴い調査補助員の配置についても削除するものでございます。また、箕面市いじめ等調整委員会としては、年6回の定例会議にて、学校の調査結果や、その後の措置について意見を頂戴し、学校運営に反映させる役割を残すものとし、いじめ重大事態による事実調査の調査事項については、箕面市いじめ重大事態、第三者調査委員会に一本化するものでございます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第10号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第5、議案第16号「箕面市立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、4月1日以後に転入等を予定している小学校及び中学校新1年生について、転居先校区の学校への入学を可とする既存制度の期間を変更するため、「箕面市立学校の就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱」の一部改正をご提案するものです。特に環境の変化が大きい小・中学校の新1年生について、短期間の転校により更なる負担が生じることを回避するため、転居先校区の箕面市立学校へあらかじめ入学時から就学することを認める転居の期限を、現行の1年生の1学期末から1年生の年度末までに延長するものです。加えて、制度利用者の兄または姉が同一校へ就学を希望する場合についても、同時期からの転入学を認めるものです。本改正内容は令和7年度の新1年生から適用いたします。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 議案については賛成です。入学する子がだいぶ日経ってからでも4月から行けるといことですよ。就学校の指定変更及び区域外就学に関する要綱について、少し意見を言わせていただきたいと思います。校区審議会で最終決定して校区が決まるんですが、やっぱり校区についてみんなが納得するものが決めづらい。非常に難しい問題だと思います。そういう時にどうやって解決すればいいかというと、区域外就学を柔軟にしていくという形がいいと思います。例えば今回の校区変更でも、ある地域の人は歩いて200

メートルのところに小学校があって、次に遠いところは400～450メートルのところ。でも、校区で実際に行かないといけないのは1km離れたところへ通わないといけないという事例があります。もう少し柔軟に校区が保護者の意向で決めることができるならそれはその方がいいと思うので、何かそういう部分を今後検討していただきたい。

○教育長（藤迫稔君）： 他、いかがでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： 今、稲田委員の意見は、意味合いとしてよくわかりますし、どこかの校区でそういう事例が多いかというのではなく、どうしてもどこかで線を引くことになるので、おっしゃるように、すぐそこに学校があるのにわざわざ遠い学校という課題はあるかと。ただ、その課題をどうにか解決するとなると、なかなか今の時点では難しい。通学区域の見直しについて、今、まさに通学区域審議会で議論していただいているところでありますので、これは将来的な課題として。すでにわれわれも、学校選択制というのを進めている自治体もありますので、そういう事例も集めているのですが、かならずしもメリットばかりではなく、ある市はいったんやったがまたやめているとか、ある市はかなり限定的に隣接した隣の校区間での行き来を自由に行っているとか、いろいろ苦慮されていると思います。完全フリーにしまうと、学校に来年どれくらいの子が入ってくるのか、隣の学校にはどれくらい入ってくるのかわからないというような問題点もあると思いますけれど、この件について課題認識を持っていないということはないので、将来の宿題にさせていただけたら。

○委員（稲田滋君）： 要望だけです。もう1点、追加で。今、小学校が集団登校というのがなくなって、コロナ以降なくなって、地域の子どもたちが適当に集まって適当に来るというような形になってるんですね。私も時々見るんですけど、1人で、小学校一年生の背中についてるから小学校一年生はわかるんですけど、小学校一年生の子が1人で国道を渡って通学路じゃないところを通って登校してる風景なんかも見受けるんですね、たまに。やっぱりそういう集団登校がなくなってみんなもう、勝手に集まって勝手に行くというようなことになると、特に小学校一年生の慣れてない子なんかは非常に危険。それが例えば1キロのところまで通わないといけないと危険。危険度が非常に高まるんですね。200メートルのところへ通うのだったらもうちょっと危険度は下がると思います。そういうことも含めて、やっぱり何かちょっと選択できる要素が入っていけないか、びしとあなたはこっちと言うのではなく、もうちょっと柔軟な対応ができないのかということ、最近特に思います。

○教育長（藤迫稔君）： 先ほども言いましたが、課題認識が全くなわけではないですけども、早々につていうこともまたちょっと違うのかなというふうに思いますので、ちょっと将来に向けてまた検討材料にさせていただけたらと思います。

○教育長（藤迫稔君）： 他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第16号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程6第、議案第17号「箕面市塾代助成金交付要綱廃止の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長： 本件は、塾代等助成モデル事業の終了に伴い、「箕面市塾代助成金交付要綱（令和4年箕面市教育委員会訓令第4号）」の廃止を提案するものです。なお、廃止前の同要綱第15条（交付の決定の取消し）及び第16条（助成金の返還）の規定については、その効力を有するとするものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： まずこの塾代助成金交付要綱そもそもどういう成り立ちで出てきたのか、それで事業概要がどうなのか、あと事業実施してどうで、どうだったから、今回廃止になったのか、そのあたりもちょっと詳しく教えてください。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長： 本事業につきましては生活困窮世帯の児童に対しまして、学習塾だけではなくスポーツや音楽というような習い事に必要な費用を助成することで、児童が興味ある活動に取り組む機会を広めるとともに保護者が興味・関心や学力について積極的に考える機会を創出し、効果をはかる事業として令和元年度から4年間にわたり実施してきた事業でございます。その成果、効果についてでございますが、箕面子どもステップアップ調査の生活状況総合調査の検証してきた結果としまして、例えば1例でございますが、学習習慣の項目においても友達の支え、成功体験と自信、充実感と向上心等の項目において肯定的な回答が得られた。保護者の方の評価といたしまして、根気や集中力が身に付いた、自信がついた、放課後の過ごし方についてリズムがついたという肯定的な意見がいただいている。本事業廃止の経過についてでございますが、先ほど申しましたように、令和元年度から、生活困窮世帯児童への学習指導のトライアルの一つとして、本事業を実施してまいりましたが、ステップアップ調査の結果等からですね、事業の成果を明確に裏付けられるものが得られなかったことから、事業拡大にあたっての財源として活用できる補助制度がないことや費用対効果、対象者の小学校卒業のタイミングなど、総合的に判断した結果、令和4年度末をもって事業を終了としたものでございます。

○委員（稲田滋君）：なぜスタートしたのかいうところがちょっとわかりづらかったんですけど、スタートは、そういう児童扶養手当受給世帯とか、生活保護世帯からそういう要望があったとか、そこで困っているとかいう話があったとかいうことなのかどうかはまずもう一度聞きたいのが一つと、保護者の意見としていろんな意見がありましたよっていうことを、今、回答されたのですが、それはそれぞれの、この助成金交付されている世帯に直接確認したのかどうか、そのあたりを教えてください。始めるきっかけですね。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長：目的について、事業を実施するにあたって国の方ですね、助成金が得られるということでそれを活用して、そういうような目的達成のためにというふうには理解しております。それから、先ほど申しました保護者の方の評価の件ですが、これにつきましては、2月のモデル事業終了の際にですね、事業終了のお知らせをしたときに保護者の方にアンケートを実施したその結果をお伝えしております。

○教育長（藤迫稔君）：ちょっと補足で。そもそも当時は貧困の連鎖の根絶というのを教育委員会としては大きなテーマとしていて、当時の教育大綱では5本柱のうちの一番上に「貧困の連鎖の根絶」というのを持っていたという中で取り組もうということになったわけです。これも一つのモデル事業だったんですけども、今で言うスタディールームですとか、放課後の子ども支援についてはどれが効くのか、例えば機械だけタブレットみたいなだけを置いてもいいのか、いややっぱり人が付かないとだめなのか、あるいはそうじゃなくて学校ではなくて塾とかそういう習い事のところにいくのが良いのかという中の一つでやったというのがそもそもの始まりです。私は問題意識としては限られた予算の中で、じゃあどの層に言ったときに、かなり限定的な市民に税が投入されるという課題認識はあったんですけども、これが顕著な効果が出たら広くオール箕面市でもうちょっと幅を広げてやるという選択肢はあったんですけども、そこは今担当室長が説明したように、ある子は効果が効いてそうやというのは出てるんですよ。全く全然効果がなかったということじゃなくて、ある子には効いてた、ある子はちょっと成果が見られない、ある子はもう全然変わってないねっていう大幅に本格実施で税を投入するっていう判断に至らなかったということで、小学校3年生から始めて対象児童が卒業を迎えるっていうタイミングで、一旦、我々の言い方としてはモデル事業としては一旦廃止しようということになってるんで、未来永劫もうこれは復活しないかということとはまたちょっと議論が違うというふうに理解してもらったら。

○委員（稲田滋君）：月額2万円出して、それで効果があつたら、それは儲けもんやというのはよくわかるんですが、ただ、その効果測定をステップアップ調査だけでやったということに僕はすごい疑問を感じてます。モデル事業なのだから、もっといろんなところから、効果を計るべきだろう。保護者のアンケ

ートも終わる段階になって初めて保護者のアンケートを取ったというさっきご回答だったんですけど、そうじゃない。毎年毎年ずっと令和元年から始めたなら元年からずっとアンケートをとっていくべき。なおかつステップアップ調査だけでなく、もっといろんな人がいろんな人の、学校の担任の先生でもいいし、誰でもいいいろいろな人の意見も聞くべき。それでこそモデル事業だと思うんですね。やっぱり楽してモデル事業なんかやったらだめですよ。ましてや国の助成金が出るから言うて、飛びついたらだめです。やる限りは、きちんと調査をし、効果測定をし、それで、結果どうだと。結果出すのにこれ4年か5年かかっている。例えば、こういう調査は、20年とか30年の単位でないと効果がわからない。いやそれもわかります。そういうこともあるでしょうけど、それはちゃんと毎年毎年データをきちんと積み重ねていってやってるわけですから、そのあたりのことをきちんとやってこそモデル事業だと思います。今後はモデル事業なりなんなりいろんな事業を進めていく上で、十分気をつけていただきたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）：何かありますか。アンケート調査の件で説明不足だったとか、毎年やっていたとか何かあれば。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長：少しだけ。先ほど説明不足だったのは、保護者のアンケートのタイミング的なことをおっしゃられましたが、それ以外にも学校への聞き取り等も実際にやっていました。その意見も考慮した上で最終判断をさせていただいたことを補足させていただきます。

○教育長（藤迫稔君）：他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第17号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第7、議案第18号「箕面市立小学校及び中学校災害共済給付金補てん救済金給付要綱」及び日程第8、議案第19号「箕面市立保育所及び幼稚園災害共済給付金補てん救済金給付要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長：本件は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度により、「歯牙欠損見舞金」が支給されることに伴う災害の範囲の改正、また令和6年度よりかやのこども園が開園すること

に伴い、対象施設の追加を提案するものでございます。本要綱は独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付金制度の対象とならない災害の補填救済のための給付金を給付する目的で作られたものでございます。歯牙欠損見舞金につきましては、以前は見舞金の設定がなかったため、箕面市独自で補填をしておりました。しかし、独立行政法人日本スポーツ振興センターより、一歯につき8万円の歯牙欠損見舞金が支給されることになりましたので、本要綱の災害の範囲と重複し、目的外となるため、市独自の歯牙欠損見舞金に関する部分の削除をいたします。また令和6年4月に市立幼保連携認定こども園かやのこども園が開園することに伴い、対象施設を追加するものでございます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第18号及び議案第19号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、日程第9、議案第20号「箕面市教育委員会職名規則等改正の件」から日程第16、議案第27号「箕面市立青少年教学の森野外活動センターを活用した青少年健全育成団体活動支援交付金交付要綱改正の件」までは、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、公立園としては本市初の幼保連携型認定こども園「箕面市立かやのこども園」が令和6年4月に開園することに伴い、関係規則や規程、要綱の一部改正を行うものです。認定こども園に配置する「保育教諭」の職を新たに位置づけるもの、新設する認定こども園を現行の保育所や幼稚園と同様の取り扱いとするため、各規則等に規定する保育所や幼稚園の記載に認定こども園を追加するもの、かやのこども園に移行する施設の名称をかやのこども園に変更するものなどです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第20号から議案第27号までを採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第17、議案第28号「箕面市立保育所及

び幼稚園における保育室内カメラの設置、管理及び運用に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、保育中の事故発生時等における検証体制の強化等により、児童等の安全を向上させることを目的として、現在、箕面市立保育所及び幼稚園に保育室内カメラの設置準備を進めており、令和5年度内の本稼働を予定しているところですが、当該カメラの適切な管理及び運用を図るため、必要な事項を定めた本要綱の制定を提案するものです。カメラの設置場所や構成、カメラ及び画像の適正な管理運用を行うための管理統括者や管理責任者、取扱担当者の設置に関する規程、録画された画像が流出等しないようにするためのセキュリティ対策を講ずる旨の規定、画像の保存、取り出し、閲覧、外部提供の制限等にかかる規定等を定めるものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第28号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第18、議案第29号「箕面市子どもセンター設置要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援室長： 本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の制定に伴い、母子保健、児童福祉の両機能の連携をさらに深め、地域の全ての妊産婦・子育て世帯を対象に妊娠期から出産・子育て期にわたる伴走型支援や、支援が必要な妊産婦・子育て世帯への包括的支援、支援体制充実のための地域資源の開拓等を行うため、現行の「子育て世代包括支援センター」を廃止し、「こども家庭センター」へ移行し、その事業の実施に関し、関係規定を整備するため「箕面市子どもセンター設置要綱」の制定をご提案するものです。名称を「箕面市子どもセンター」とし、子ども未来創造局内に設置すること、対象者を、市内に居住する妊産婦、児童とその保護者とし、主な業務内容としては、支援を要する妊産婦、児童とその保護者に対するサポートプランの作成や計画的な支援を行うこと、家庭支援事業の利用勧奨や利用支援を行うこと等を規定しています。なお、附則におきまして、本要綱は、令和6年4月1日から施行する旨を定めるものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高橋太郎君）： サポートプランの作成について質問です。このサポートプランの作成において相談支援を担当するのはどのような方がされるのか教

えてください

- 子ども未来創造局子育て支援室長　：　サポートプランの作成につきましては、保育士や社会福祉士、精神保健福祉士とか保育士、教員免許を有する者が作成することとなります。
- 委員（高橋太朗君）　：　いろいろな方が担当されることになると思いますので、事前にそのサポートプランの作成に関して、あまり人によって個人差が出ないように指導というか、そういったものを行った上で対応するような体制を整えていただければと思います。
- 教育長（藤迫稔君）　：　私が言うのもなんなんですが、例えば、箕面市子どもセンター、前の箕面市子育て世代包括支援センターっていう名称があるから、何となくそういう違うものが何かできるんだなっていうふうな、誤解というか非常にわかりにくいんで、我々は事前に協議会でちゃんと説明を受けているので大丈夫なんですけど、そこなんかもうちょっと丁寧に説明できたら。普通の人が聞いたら「なんか建つのかな」みたいな、なんか前に包括センター建ったのにまた次に違う何とかセンター建つんかなみたいな感じになるので、その辺の仕組みを平たくちょっとこの際、補足説明できたらお願いしたいんですが。
- 子ども未来創造局子育て支援室長　：　法律上の名称として、今回児童福祉法等の一部を改正する法律が制定されたことに伴って、こども家庭センターというような法律上の名称になったということで、一応そこに移行するには、箕面市では内容的には何も変わるものではないんですけれども、そこを一応こども家庭センターという名前が池田から箕面市に来る名前と混合するので、新たにこどもセンターを設置するというようなかたちにしています。
- 教育長（藤迫稔君）　：　わかりやすい看板をつけただけで箕面市はもう既にやっていたっていうそのへんを説明してください。
- 子ども未来創造局担当副部長　：　別館2階に子育て担当ということで、母子保健事業ですとか、子育て支援の施策ですとか就学前教育保育施設を所管する部署がございまして、出産から子育て期へということで業務をやっております。国の法律に基づく名称としては、子育て世代包括支援センターの役割を果たしてきたんですが、ここから少し先ほどご説明したサポートプランなどを作成してより計画的に支援をしていくという概念が変わりまして、こども家庭センターという名称に変わったんですけれども、先ほどご説明をさせていただいた通り、大阪府が児童相談所をこども家庭センターという名称で読んでおりますので、その名称がかぶるのでわかりにくいというところがございまして、箕面市の子どもセンターというところで、名称をつけましてこのたび箕面市こどもセンターということで回答させていただいたということになるのでよろしくお願ひいたします。
- 委員（稲田滋君）　：　子育て世代包括支援センターが、箕面こどもセンターに

なるということ。それ、これを見ると根拠法令が母子保健法だったのが児童福祉法になってるんです。これはなぜですかね。

○子ども未来創造局担当副部長：国の方で、母子保健機能を中心とした妊娠期から子育て期ということで母子保健法上設置の努力義務が、子育て世代包括支援センターという名称で努力義務とされていたんですけれども、今回の児童福祉法、母子保健法の改正でその主たるところがその設置の努力義務が児童福祉法上規定されたところが大きな変更点にはなっています。

○委員（稲田滋君）：ちょっと全然質問の答えになってないんですけどね。そしたら児童福祉法が改正されたことによって母子保健法のその部分を取り込んだということですか。

○子ども未来創造局担当副部長：そうです。

○教育長（藤迫稔君）：他、どうでしょうか。

○委員（高橋太郎君）：先ほどのサポートプランについて一つ質問というかお願いなんですけど、プランに対応するのに実行報告ってのはおそらく必要になると思うんですけど、プランしたもの、プランで終わるんじゃなくて実行しなきゃいけない達成状況というところでチェックだけ入れるような形になってると思うんですけど。プランしたものはしっかりと計画実行しないといけないということで別に、今後の課題としてですね、サポート報告書というか、そういったものを作っていただけたらなと思っておりますので、ご検討いただけたら。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第29号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第19、議案第30号「箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長：本件は、早期療育事業等の内容、対象児童について児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき定義付けし、文言整理するため、一部改正を提案するものです。第1条に規程をしておりました設置目的に記載する各用語の定義、具体的には早期療育事業、療育とは早期療育事業関係機関の連携体制、3つの用語につきまして、新たに第2条に規定をしました。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第30号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第20、議案第31号「箕面市立郷土資料館条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長：本件は、郷土資料館の移転に伴い、休館日が変更となるため、箕面市立郷土資料館条例施行規則（平成元年箕面市教育委員会規則第1号）の一部改正をご提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高橋太郎君）：一応質問させてください。休館日が変更となるその理由を教えてください。

○子ども未来創造局文化国際室長：ただいま郷土資料館が入居しておりますサンプラザなんですけれども、民間の店舗等がございまして、ビル全体が木曜日を休館日、休店日のところが多いというところに合わせて木曜日休館となっておるんですけれども、そこを出まして、他の公共施設、例えば図書館に合わせて月曜日という形で考えております。

○教育長（藤迫稔君）：他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議案第31号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第21、報告第11号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則等改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長：本件は、箕面市公共施設予約システムの更新に伴い、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則等を改正する必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。箕面市公共施設予約システムの更新に伴い、様式の一部を変更するため、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則、箕面市立総合運動場条例施行規則、箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則、箕面市立図書館管理運営規則及び箕面市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正したので報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第１１号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第２２、報告第１２号「箕面市立箕面文化・交流センター北館に係る公有財産の所管換えの件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 本件は、箕面市立箕面文化・交流センター北館に係る公有財産の所管換えをする必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第２項の規定に基づきご報告するものです。本年４月に開館する箕面文化・交流センター北館として活用するため、市が所有する普通財産である土地及び建物を所管換えしたので報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第１２号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第２３、議案第３２号「箕面市立箕面文化・交流センター南館に係る公有財産の所管換えの件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 本件は、箕面市立なか幼稚園を閉園し、同施設を箕面市立箕面文化・交流センター南館として活用するため、土地及び建物の所管替えについて提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第３２号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第２４、議案第３３号「新箕面市人権教育基本方針改訂の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子

ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長： 本件は、平成23年に策定しました新箕面市人権教育基本方針につきまして、策定時から10年以上が経過したことから、社会情勢の変化等を鑑み、時点修正を行うため、改訂をご提案するものです。今回の改定では、第一章「人権教育基本方針～人権教育のこころ～」において、方針策定から今日までの社会情勢の変化等として、世界の動向では、持続可能な開発目標（SDGs）について追記し、国内の動向では、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、こども基本法、LGBT理解増進法等の法律等について追記し、その動向では、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会作り条例、大阪府子どもを虐待から守る条例、大阪府いじめ防止基本方針等の条例や方針について追記し、子どもを取り巻く状況では、子どもたちの現状や人権教育の状況を現在に沿ったものに修正およびいじめや不登校、インターネットなどの情報化の進展や、新型コロナウイルス等による新たな人権問題について追記し、箕面市の状況では、学校教育、社会教育の観点から、現状を整理するとともに、子どもたちに育まれた力、またこれから社会を生きていくために当たって、育みたい力等を整理した上で、本市の人権教育の基本方針を明記しています。また第二章では人権教育推進プラン～人権教育のちから～、では第一章の基本方針に基づく学校教育や社会教育における人権教育の取り組み等を明記しております。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 少し何かここまでくるプロセスをもうちょっと説明してくれますか。例えばこんな会議で諮ったとか、いや、パブリックコメントは、こうしたとかいうような、簡単でいいので。

○子ども未来創造局担当副部長： 人権行政推進本部会議というものがあって、その構成員としましては、学校の先生、市民それから障害者団体等いろいろな代表者の方が入っておられる会議です。その意見をいただきながら改訂してきたのと、教育委員の皆様の協議の場におきましても4回だと思っておりますけれども、いろいろな議論していただきまして、貴重なご意見をいただいております。それから、パブリックコメントを1月に実施しておりまして、パブリックコメントでは市民の方10名から23件のご意見をいただいております、意見としましては、個別の人権課題に関する意見とか、本年度ですけれども箕面市の人権センター30周年ということもありますので、そのことに触れてほしいとか、そういう意見をいただきながら、最終こういった形で提案させていただいております。

○教育長（藤迫稔君）： よろしいですね。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第33号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第25、報告第13号「箕面市教育委員会の所管に係る令和5年度箕面市一般会計補正予算（第9号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、令和5年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和5年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。令和5年度箕面市一般会計補正予算第9号として、学校教育関係につきましては、歳入におきまして、国庫補助金の確定、その他の増減により、5,103万8千円の減額を、歳出におきましては、小中学校における光熱費の増額、その他の増減により、3億182万7千円の増額を、それぞれ計上しています。また、繰越明許費補正として、事業の完了が翌年度となることににより、青少年関係団体育成事業（臨時）及び青少年指導センター管理運営事業（臨時）の補正を、関係者との協議に日時を要したことにより、いじめ防止対策事業の補正を、計上しております。子育て関係につきましては、歳入におきまして、児童手当費負担金の減額、その他の増減により、8,224万円の減額を、歳出におきましては、執行見込みの調整により児童手当給付事業（扶助費）の減額、その他の増減により、8,931万4千円の減額を、それぞれ計上しています。続いて継続費補正として、認定こども園整備事業、あいあい園移転整備事業の補正を、また、繰越明許費補正として、第五次箕面市子どもプラン策定準備事業において、ニーズ調査分析等の完了が翌年度となることにより第五次箕面市子どもプラン策定準備事業の補正を、事業の完了が翌年度になること、または国庫支出金が措置されたこと等に伴い、必要経費を翌年度に使用するため、地域子育て支援センター運営事業（臨時）、幼稚園管理事業（臨時）、教育・保育給付施設等運営費補助事業、物価高騰対応市緊急支援事業（子どもすこやか）の補正を、計上しております。生涯学習関係につきましては、繰越明許費補正として、事業の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度に使用するため、郷土資料館移転事業及び文化・交流センター分館整備事業の補正を、それぞれ計上しております。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、報告第13号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認

されました。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第26、報告第14号「箕面市教育委員会の所管に係る令和6年度箕面市一般会計当初予算の件」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、令和6年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するにあたり、令和6年度箕面市一般会計予算を箕面市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。まず、歳入につきまして、令和6年度の教育委員会事務局の当初予算額は、108億9,191万5千円で、前年度と比較して、13億1,671万5千円、13.8%の増加です。次に、歳出につきましては、令和6年度の当初予算額は、全体で197億3,198万4千円、前年度と比較して、9億8,970万2千円、5.3%の増加です。なお、人件費を除きますと、167億45万9千円で、前年度と比較して、10億2,355万4千円、6.5%の増加です。その内訳といたしまして、学校教育関係では、41億243万5千円、前年度と比較して、4,846万2千円、1.2%の増加、子育て関係では、112億2,231万2千円、前年度と比較して、4億5,354万3千円、4.2%の増加、生涯学習関係では、13億7,571万2千円、前年度と比較して、5億21,54万9千円、61.1%の増加です。次に、各分野ごとの主な増減内容につきましてご説明いたします。まず、学校教育関係では、人権施策室におきましては、当初予算額3,052万円、前年度と比較して、1,740万4千円、132.7%の増加ですが、これは、令和6年度から人権施策室において重度障害児学校送迎事業を実施することになったこと等によるものです。放課後子ども支援室におきましては、当初予算額1億4,891万7千円、前年度と比較して、6,022万9千円、67.9%の増加ですが、これは、令和6年度も学童保育職員の欠員が多く見込まれることから、放課後児童支援員の人材派遣を活用すること等によるものです。児童生徒指導室におきましては、当初予算額1億4,344万3千円、前年度と比較して、2,448万5千円、20.6%の増加ですが、これは、不登校児童生徒への支援強化のため、適応指導教室「フレンズ」のオンライン設備の拡充及びオルタナの森・Minohを活用した自然体験活動等を実施すること等によるものです。次に子育て関係では、子どもすこやか室総合保健福祉センター分室におきまして、当初予算額17億4,136万3千円、前年度と比較して、3億2,743万1千円、23.2%の増加ですが、これは、あいあい園移転整備事業等によるものです。続いて児童相談支援センターにおきまして、当初予算額3,023万9千円、前年度と比較して、728万4千円、31.7%の増加ですが、これは、家事育児に不安や負担を抱える子育て世帯、特に支援が必要な妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、支援する、子育て世帯

訪問支援事業の実施等によるものです。次に、生涯学習関係では、保健スポーツ室におきまして、当初予算額7億9,018万4千円で、前年度と比較して、3億8,954万3千円、97.2%の増加ですが、これは、施設の整備、運営・維持管理を一体的に民間事業者に発注する「DBO方式」による室内温水プールの整備等によるものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第14号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第27、報告第15号「箕面市教育委員会の所管に係る令和6年度箕面市一般会計補正予算（第1号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和6年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和6年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。令和6年度箕面市一般会計補正予算第1号として、子育て関係につきまして、歳出におきまして、保育所運営事業の委託料の増額により、1,415万8千円の増額を、計上するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、報告第15号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第28、議案第34号「箕面市いじめ等調整委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長： 本件は、箕面市いじめ等調整委員会委員の任期が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、新たに委員を任命する必要があるため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき任命するためご提案するものでございます。箕面市いじめ等調整委員会の委員は、弁護士、学校経験者、心理士、警察経験者、社会福祉士の計5名の委員から構成されておりますが、そのうち、今回心理士の方、警察経験者の方、社会福祉士の方を継続して担っていただくという事になります。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 3 4 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 2 9、議案第 3 5 号「箕面市幼児教育スーパーバイザー任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育・幼児教育センター長に求めます。

○子ども未来創造局保育・幼児教育センター長： 本件は、箕面市幼児教育スーパーバイザーの任期が令和 6 年 3 月 3 1 日で満了することに伴い、新たに幼児教育スーパーバイザーを任命するためにご提案するものです。箕面市幼児教育スーパーバイザー等設置要綱第 1 条第 1 項の規定に基づき、新たに箕面市における保育・幼児教育の質の向上にかかる事業への指導および助言等を行う箕面市幼児教育スーパーバイザーを任命するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 3 5 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 3 0、議案第 3 6 号「箕面市早期療育内科医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長： 本件は、箕面市早期療育内科医の任期満了に伴いまして、大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条第 4 項第 1 号に規定する嘱託医として、新たに早期療育内科医を委嘱するため提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議案第 3 5 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 3 1、報告第 1 6 号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

○教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは、報告第16号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）　：　次に、日程第32、報告第17号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、去る令和6年2月8日に開催いたしました令和6年第2回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○教育長（藤迫稔君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは、報告第17号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（藤迫稔君）　：　各委員から教育行政に係ることで、何かご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）　：　他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○教育長（藤迫稔君）　：　それでは次に、日程第33、議案第37号「教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）

（議案第37号、議案第38号、報告第18号、報告第19号、
議案第39号、議案第40号に係る審議）

○教育長（藤迫稔君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案２５件、報告１１件は、全て議了いたしました。これをもちまして、令和６年第３回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後４時３６分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）